**第４１号議案**

厚生委員会資料

令和３年７月６日

品川区保健所生活衛生課

**品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例**

**１．改正理由**

区管内の旅館業における入浴者の衛生および風紀の保持については、「品川区旅館業に関する条例」に基づき指導を行っている。国の厚生労働科学研究によるレジオネラ症対策に係る最新の知見が得られたこと等を踏まえ、旅館業の衛生管理要領が改正され、規定整備のための技術的助言として示された。この改正趣旨を踏まえて、区内の旅館業における気泡発生措置等、貯湯槽の点検や清掃等に関する事項の衛生措置基準について見直すこととなった。

　　　これに伴い、「品川区旅館業に関する条例」（平成２４年条例第２４号）を改正する必要が生じたため。

**２．改正内容**

（１）貯湯槽の衛生措置

　　　　（旅館業に関する条例第5条第1項第7号エ、同号（ア））

　　　　現行の条例では、温泉を貯留する槽のみに衛生管理基準が規定されているが、全ての温水を貯留する槽に対象を拡大する。

　　　　また、より適切に清掃および消毒が実施できるよう、汚れやぬめりを除去する旨の規定を追加する。

　　（２）浴槽水の消毒の衛生措置基準

　　　　（旅館業に関する条例第5条第1項第7号オ（エ））

　　　　現行の条例では、浴槽水の消毒方法の例外として「塩素系薬剤による消

毒とその他の方法による消毒とを併用する等」と規定しているが、浴槽水の消毒が適切に行えるよう、条例等においてその方法を明確にする。

　　　　※モノクロラミン消毒の濃度を３mg/L以上と規定

　　（３）気泡発生装置等の構造設備基準（新設）

　　（旅館業に関する条例第8条第1項第4号エ（キ））

　　たまり水や汚れを適切に除去できるよう、点検、清掃および排水につ　いて、新たに規定する。

**３．施行日**

（１）衛生措置基準　　令和４年１月１日

（２）構造設備基準　　令和３年１０月１日

**４．関連規則の改正**

　　　品川区旅館業に関する条例施行規則

　　　（１）浴槽水の消毒方法に、モノクロラミンによる消毒を追加する。

　　　　　　（旅館業に関する条例施行規則第10条第4項）

品川区旅館業に関する条例　新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （宿泊者の衛生に必要な措置等の基準） | （宿泊者の衛生に必要な措置等の基準） |
| 第５条　法第４条第２項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 | 第５条　法第４条第２項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 |
| （第１号から第６号まで省略） | （第１号から第６号まで省略） |
| （７）　浴室については、次の措置を講ずること。 | （７）　浴室については、次の措置を講ずること。 |
| （アからウまで省略） | （アからウまで省略） |
| エ　貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。 | エ　温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。 |
| （ア）　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。 | （ア）　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を行うこと。 |
| （イ）　レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 | （イ）　レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 |
| オ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。 | オ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。 |
| （ア）　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。 | （ア）　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。 |
| （イ）　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。 | （イ）　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。 |
| （ウ）　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。 | （ウ）　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。 |
| （エ）　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき０．４ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 | （エ）　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき０．４ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 |
| （オ）　浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。 | （オ）　浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。 |
| （第８号および第９号省略） | （第８号および第９号省略） |
| （10）　便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 | （10）　便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 |
| （第11号省略） | （第11号省略） |
| （第２項省略） | （第２項省略） |
| （旅館・ホテル営業の施設に係る構造設備の基準） | （旅館・ホテル営業の施設に係る構造設備の基準） |
| 第８条　旅館業法施行令（昭和３２年政令第１５２号。以下「令」という。）第１条第１項第８号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 | 第８条　旅館業法施行令（昭和３２年政令第１５２号。以下「令」という。）第１条第１項第８号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 |
| （第１号から第３号まで省略） | （第１号から第３号まで省略） |
| （4）　浴室は、次の基準に適合するものであること。 | （4）　浴室は、次の基準に適合するものであること。 |
| （アからウまで省略） | （アからウまで省略） |
| エ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の（ア）から（キ）までに定める基準に適合するものであること。 | エ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の（ア）から（カ）までに定める基準に適合するものであること。 |
| （ア）　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。 | （ア）　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。 |
| （イ）　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。 | （イ）　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。 |
| （ウ）　循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。 | （ウ）　循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。 |
| （エ）　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 | （エ）　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 |
| （オ）　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置を講じたものであること。 | （オ）　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置を講じたものであること。 |
| （カ）　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。 | （カ）　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。 |
| （キ）　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設けるときは、点検、清掃および排水を行うことができる構造であること。 |  |
| （第５号から第７号まで省略） | （第５号から第７号まで省略） |
|  |  |
| 付　則 |  |
| （施行期日） |  |
| １　この条例は、令和４年１月１日から施行する。ただし、第８条第４号エに次のように加える改正規定および次項の規定は、令和３年10月１日から施行する。 |  |
| （経過措置） |  |
| ２　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の規定により、経営の許可を受けている営業施設および現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第８条第４号エ(キ)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設の浴室を増築し、もしくは改築し、または大規模な修繕をする場合は、この限りでない。 |  |
|  |  |